

豊岡市立神鍋野外スポーツ公園

(1) センター棟

区分	利用料金
会議室	1時間あたり 350円

(2) 芝生グラウンド

区分			利用料金（1時間あたり）	
入場料等を徴収しない場合	営利目的以外の目的に使用する場合	スポーツ活動に使用する場合	平日	3,500円
			土曜日、日曜日及び休日	4,200円
		スポーツ活動以外に使用する場合	平日	13,800円
	土曜日、日曜日及び休日		16,800円	
	営利目的に使用する場合		平日	27,700円
			土曜日、日曜日及び休日	33,500円
入場料等を徴収する場合	営利目的以外の目的に使用する場合	スポーツ活動に使用する場合	平日	5,200円
			土曜日、日曜日及び休日	6,300円
		スポーツ活動以外に使用する場合	平日	21,000円
	土曜日、日曜日及び休日		25,100円	
	営利目的に使用する場合		平日	41,900円
			土曜日、日曜日及び休日	50,300円

備考

- 1 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者のために使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額の5割に相当する額とする。
- 2 芝生グラウンドの半面を使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額（前号に該当する場合は、前号により計算された額）の5割に相当する額とする。
- 3 準備又は後片付けのために使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額（前2号に該当する場合は、当該各号により計算された額）の3割に相当する額とする。
- 4 テレビジョン又はラジオの放送を伴う場合は、テレビジョンの放送にあつては10,000円、ラジオの放送にあつては5,000円をそれぞれ加算する。
- 5 照明設備を使用する場合は、1時間あたり、その全部を点灯して使用する場合にあつては4,400円、その4分の3を点灯して使用する場合にあつては3,300円、その2分の1を点灯して使用する場合にあつては2,200円、その4分の1を点灯して使用する場合にあつては1,100円をそれぞれ加算する。

- 6 利用料金の額の計算において、算出した利用料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 7 「入場料等」とは、入場料その他これに類するものをいう。
- 8 「スポーツ活動」とは、豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項の活動をいう。
- 9 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日をいう。